

免許審査等に関する審査基準等(3)について

IR整備法に基づく申請の手数料・審査費用の概要

○ IR整備法に基づく申請等に係る手数料に関する手続

申請等に際しての手 数料の納付

- IR整備法に定められた所定の申請等をする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付(IR整備法第233条第1項)

○ IR整備法に基づく申請に係る審査費用に関する手続

1. 申請に際しての審 査費用の概算額の納 付

- IR整備法に定められた所定の処分に係る申請をする者は、政令で定めるところにより、その審査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに納付(IR整備法第234条第1、2項)
- 申請者に対しては、審査費用の概算額の総額のほか、原則としてその内訳を通知(IR整備法第234条第7項)

2. 審査中における審 査費用の追加納付

- 審査中に追加の調査が必要となった場合には、申請者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに納付(IR整備法第234条第3項)
- 概算額の納付がされなかったときは、その申請を却下することができる(IR整備法第234条第5項)

3. 審査の完了又は中 止による審査費用の 精算

- 審査費用の概算額として納付された額が審査に要する費用の額に比し不足があるときは、申請者は、政令で定めるところにより、その不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに納付(IR整備法第234条第4項)
- 不足額の納付がされなかったときは、その申請を却下することができる(IR整備法第234条第5項)
- その他、審査費用の納付に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める(IR整備法第234条第8項)